

平成25年5月20日
募集開始

ここは誰かのふるさとでした

今日から私のふるさとになります

さとの空き家活用支援事業

〔お問い合わせ〕

兵庫県 県土整備部 078-341-7711
住宅建築局 住宅政策課 (内線 4843、4641)

【さとの空き家活用支援事業】

空き家の増加は、地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下を招き、周辺の生活環境や安全性の悪化にもつながります。

兵庫県では、空き家解消を促し、多自然居住の促進による地域活性化モデル事業として、特に空き家率が高い農山村部を対象に、水回り等の改修工事費を助成します。

(1) 対象となる建物

以下の全ての要件を満たす空き家

- ア) 多自然地域内にある（政令市・中核市は除く。ただし、平成11年3月31日時点の市域に限る）
- イ) 木造在来工法(木造軸組工法)により建築された民家
- ウ) 老朽度や実用性から、現在の生活スタイルに合わない水回り設備等の改修工事が必要と認められる

(2) 対象とする経費

台所、浴室、便所の改修及びこれらに附帯する内外装の改修工事に要する経費

（例）土間・かまど等の改修、浴槽の改修、給湯設備設置等

(3) 補助額

対象工事費に応じた定額補助（ただし、対象工事費の1/3を上限）

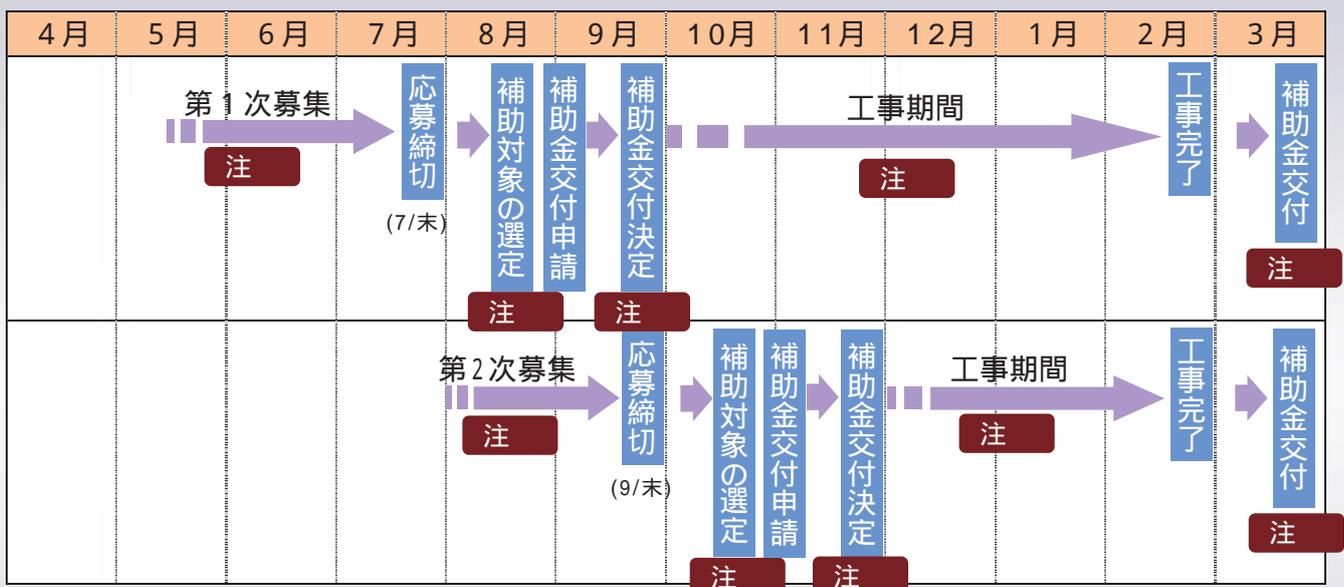
対象工事費	補助額（定額）
300万円以上	100万円
200万円以上、300万円未満	75万円
100万円以上、200万円未満	50万円

(4) 補助対象者：空き家に居住し、あるいは活用しようとする者（10年以上居住あるいは活用すること）

(5) 補助対象の選定：応募のあった中から、市町の助成や立地要件等を考慮して選定

(6) 実施件数：全県で16件程度

【補助までの流れ】（予定）



注1 募集は年2回を予定していますが、応募状況により2次募集を行わない場合があります。

注2 選考の結果、補助の対象とならない場合があります。

注3 補助対象の選定後、改めて補助金交付申請手続き（書類の提出等）が必要です。

注4 改修工事の着手は、補助金交付申請手続き完了後となります。

注5 補助金は、改修工事が完了し、補助金に関する検査合格後に交付します。